

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年 2月20日 (木) 午前10時00分

場 所 津市安濃庁舎 2階 会議室1・2

出席部会委員 2 太田 義政 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司 ・ 6 赤塚 薫
7 伊藤 征一 ・ 9 大田 武士 ・ 13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男
15 杉谷 正美 ・ 22 中林 長一 ・ 23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝
48 前川 正次

以上13名

欠 席 委 員 1 池田 長義 ・ 10 奥山 勘五郎 ・ 16 田中 茂人 ・ 20 中川 文博

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長 ・ 鈴木次長 ・ 竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平担当副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 43 後藤 勝 ・ 48 前川 正次

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (賃貸借権)

報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第2回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、4名でございます。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
43番 後藤 委員、48番 前川 委員よろしくお願ひします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から7で、件数は7件、合計面積13,708㎡で、その内訳は、田が11,741㎡ 畑が1,967㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。
2ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から7で、5ページになりますが、合計で件数は7件、面積は32,573㎡で、その内訳は、田が25,568㎡、畑が7,005㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。いずれの案件もあっせん等の希望はございません。
6ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1は、駐車場用地です。番号2は、一般個人住宅用地です。番号3と4は、貸し駐車場用地です。番号5は、太陽光発電施設用地です。番号6は、貸し駐車場用地でございます。
以上件数は6件、合計面積は3,147.91㎡で、その内訳は、田が1,775㎡、畑が1,372.91㎡でございます。
7ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権

移転)でございます。

番号1は、駐車場用地です。番号2は、建売分譲住宅用地です。番号3は、長屋住宅用地です。

合計3件で、面積は1,945㎡、このうち田が499㎡、畑が1,446㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)でございます。

番号1、駐車場用地の1件で、面積は畑で443㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1は、権利者 _____、取得年月日 昭和34年11月1日。番号2は、権利者 _____、取得年月日 昭和49年。番号3は、権利者 _____、取得年月日 平成4年7月18日。番号4は、権利者 _____、取得年月日 昭和55年6月10日。

いずれも20年以上にわたり平穩・公然に占有しており、取得時効が完成していると判断されるものであります。

以上件数は4件で、合計面積は、畑で561.91㎡でございます。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)事務局の説明をお願いします。

事務局

10ページ、11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 片田、受け人 _____、面積10,925㎡、渡し人 破産者 _____ 破産管財人 _____、面積5,070㎡、申請地 片田田中町宮向 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積241㎡ 外6筆で、合計面積4,653㎡です。

これにつきましては、受人は、負債整理をする渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 豊津、受け人 _____、面積22,812.60㎡、渡し人 _____代表取締役 _____、面積1,011㎡、申請地 河芸町中別保貝裏 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,011㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 上野、受け人 _____、面積12,156㎡、渡し人 _____、面積247㎡、申請地 河芸町西千里走り下 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積42㎡。

これにつきましては、申請地が受人の耕作地に隣接することから、耕作が不便である渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 上野、受け人 _____、面積8,094.85㎡、渡し人 _____、面積2,956㎡、申請地 河芸町久知野追ヶ沢_____、台帳地目・現況地目とも田、面積25㎡ 外2筆で、合計面積389㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 安西、受け人 _____、面積8,392㎡、渡し人 _____、面積2,845㎡、申請地 芸濃町萩野米野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積36㎡ 外5筆で、11ページになりますが、合計面積2,401㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 安西、受け人 _____、面積8,177㎡、渡し人 _____、面積2,845㎡、申請地 芸濃町萩野米野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積444㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 安西、受け人 _____、渡し人 _____、面積2,553㎡、申請地 芸濃町岡本赤坂_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,520㎡ 外3筆で、合計面積2,553㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で離農する渡し人から申請地を譲り受け、農用地利用権設定をする3,815㎡と併せて、新規に営農を始めるものです。

番号8、地区 明合、受け人 _____、面積7,388㎡、渡し人 _____、面積1,202㎡、申請地 安濃町大塚向山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積244㎡。

これにつきましては、申請地が受人の耕作地に隣接することから、耕作が不便である渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上件数は8件で、合計面積は11,737㎡、その内訳は田が10,081㎡、畑が1,656㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。それでは、1番、片田。

森委員 3番 森です。本案件はただいまの事務局の説明通りでありまして、地元委員からも特に問題は無い旨の報告を受けています。許可をして、問題はないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 2番、豊津。

丹羽委員 13番、丹羽です。譲り受け人も耕作機械を持っていて、問題はないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 3番、4番、上野。

前田委員 14番、前田です。事務局の説明どおりで、問題ありません。

議 長 それでは、5番、6番、7番、安西。

杉谷委員 15番 杉谷です。事務局の説明通りでありまして、地元委員も異議なしとの事でございますので、よろしくお願ひします。

議 長 8番、明合。

中林委員 22番 中林。申請通りの内容で、許可されても特に問題ありません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。
次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、12ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。
番号1は、地区 神戸、申請者 _____ 外2名、申請地 野田高栗_____
台帳地目・現況地目とも田、面積32㎡ 外2筆で、合計面積1,063㎡です。
これにつきましては、貸し駐車場及び通路用地とするものです。なお、隣接する土地につきましては、コンビニエンスストア用地への転用が、議案第4号で上がっております。農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号2、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生東相野_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積443㎡ 外1筆で、合計面積574㎡。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は約334㎡、転用面積の58.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号3、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町浄土寺北中砂_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積1,160㎡。
これにつきましては、野菜・米・農機具などの保管、仕分け作業をするための農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、農業振興地域内の農用地区域、農業用施設用地になります。
番号4、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町戸島上小古曾_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積2,478㎡のうち891.76㎡。
これにつきましては、平成15年11月から_____の花木等出荷所用地と

して建物が建築されており、経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は3,688.76㎡で、その内訳は、田が1,063㎡、畑が2,625.76㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地元委員の意見を伺います。1番、神戸。

事務局 本日欠席されております池田委員さんの区域になりますけども、問題ないという事で、ご連絡を頂戴しております。

議長 はい、分かりました。2番、草生。

平井委員 23番 平井です。場所につきましては、安濃町総合公園内の野球場の付近でございます。これも事務局の説明通り特に問題ございませんので、よろしくお願いいたします。続けて3番を説明させていただきます。

議長 はい。

平井委員 3番につきましても、これも事務局の説明通りでございます、問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 4番、明合。

中林委員 22番 中林。これは、高野尾町にある_____の花木の出荷、鉢に植えたりする作業所兼出荷施設でございます。許可するのに問題はないと思います。

議長 それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 一身田、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 一身田平野巽ノ角_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1,062㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、通路等の管理用地及び日陰部分を除いた325.92㎡で、転用面積の30.6%にあたります。なお、申請地は、平成20年8月ごろから農業用機械や資材の置場及び駐車場として使用しており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 片田、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 片田志袋町中反_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積419㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、新聞販売店用の建物用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、受け人 _____代表取締役_____、渡し人 _____、申請地 芸濃町椋本愛宕町_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積512㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地と一体利用をして8区画の建売分譲住宅用地とするものですが、申請地は平成10年10月ごろから駐車場として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、受け人 _____代表取締役_____、渡し人 _____外1名、申請地 安濃町草生野端_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積317㎡ 外6筆で、合計面積1,294㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、4区画の建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町太田宮城_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積198㎡。

これにつきましては、昭和45年ごろから山林となっておりますが、受人は、遠方に住む渡人からこの申請地を譲り受け、山林として管理するものです。

なお、渡人から始末書が提出されておりますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町曾根東浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積379㎡。

これにつきましては、受人は、祖父である渡人から申請地の贈与を受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町曾根東浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積379㎡。

これにつきましても先ほどと同様、祖父である渡人から申請地の贈与を受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は4,243㎡で、その内訳は田2,239㎡、畑2,004㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、一身田。

青木委員	5番 青木です。2月17日に会長、部会長、それから事務局に立会いしていただきました。現地確認しましたが、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	2番、片田。
森 委員	3番 森です。この案件は、今週17日に現場確認いたしました。周辺は住宅が多く建ち並んでおりまして、隣接地も事業所や住宅が建っています。地元委員からも問題ない旨の報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	3番、棕本。
杉谷委員	15番 杉谷。事務局の説明通りでございます。以前、_____が駐車場として使っておりました土地でございます。地元委員さんからは何ら異議はないとの事でございます。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	4番、草生。
平井委員	23番、平井です。場所につきましては、安濃の中央総合公園内駐車場の山側、グリーンロード沿いでございます。場所柄、やむを得ないと思いますし、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	5番、6番、7番、安濃。
中林委員	22番 中林。5番の安濃の件でございますが、もう既にその付近一帯が荒れておりまして、今回、植林したいという事でございますので、許可をするには問題はないと思います。 それから、6番、7番は事務局から説明がありました通り、祖父から孫2人へ分けて贈与して、住宅用地とするという事で問題はございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、14ページ、15ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1は、地区 神戸、借り人 _____代表取締役____、貸し人_____

外1名、申請地 野田高栗_____、台帳地目・現況地目とも田、面積697㎡ 外1筆で、合計面積999㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、使用借人_____が使用するコンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区大里、借り人 _____代表取締役_____、貸し人 _____外1名、申請地 大里睦合町蟹田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,423㎡のうち1,127㎡ 外1筆で、合計面積1,140㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、コンビニエンスストア用地及び駐車場用地とするものです。

なお、申請地は、平成19年ごろから既にコンビニの駐車場として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

さきほど、現況地目 田と申し上げましたが、申し訳ありません。こちらはもう雑種地に既に転用されておりまして、雑種地に修正をお願いしたいと思います。

番号3、地区 黒田、借り人 _____代表取締役_____、貸し人 _____、申請地 河芸町三行鎌戸_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、隣接する山林と一体利用して、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、山林部分を含め敷地面積768㎡の内66%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 黒田、借り人 _____代表取締役_____、貸し人 _____外1名、申請地 河芸町三行真黒_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積274㎡ 外2筆で、合計面積656㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は約367㎡で、転用面積の55%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件で合計面積は3,214㎡になります。その内訳は、田が2,139㎡、畑が1,075㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんの意見を伺います。1番、神戸。

事 務 局 この案件は、池田委員さんの案件になるんですけども、問題ないという事でご連絡を頂戴しております。

議 長 2番は私、大里でございます。事務局の説明どおりで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。それから、3番、4番、黒田。

丹羽委員 13番、丹羽です。3番、4番とも、説明の通りで問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長	それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、でございます。 番号1は、地区 黒田、相続人 _____、被相続人 _____、相続日 平成25年3月3日、申請地 栗真小川町中沢_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積183㎡ 外8筆で、合計面積6,056㎡です。 これにつきましては、被相続人と相続人は親子の関係でございます、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による、相続税の納税猶予の適用を受けるため、適格者証明願が提出されたものでございます。 件数は、この1件で、その内訳といたしましては、田が4,154㎡、畑が1,902㎡でございます。 被相続人は死亡の日まで農業を営んでおり、相続人は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業を行うと認められますとともに、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺農地に影響もないなど、適格者としての要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、黒田。
丹羽委員	13番 丹羽です。事務局の説明どおりで問題はないと思いますので、ご承認をお願いしたいと思います。
議 長	それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、第5号議案については、証明することに決定いたします。 次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で90,249㎡、契約件数は33件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で48,860㎡、畑の使用貸借で1,782㎡、契約件数は17件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で145,954㎡、畑の使用貸借で1,551㎡、契約件数は39件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20,150㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,438㎡、契約件数は9件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で2,534㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて307,747㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,771㎡で、合計契約件数は99件、合計面積は313,518㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区17件、河芸地区10件、安濃地区36件、芸濃地区7件、合計で70件、合計面積252,810㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第2回第1農地部会を終了いたします。

午前10時42分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年 2月20日

議長

出席委員

出席委員